

平成 27 年度「下関市プレミアム付商品券」取扱加盟店要領

1. 目的

下関商工会議所では、市内事業者を取り巻く厳しい経済環境を打開するため、市民の消費を喚起し、下関市全体の活性化を図ることを目的として、プレミアム付商品券を発行する。

2. 商品券の内容

- (1) 名 称 下関市プレミアム付商品券
- (2) 発 行 者 下関商工会議所
- (3) 発行総額 18 億円(うちプレミアム分 3 億円)
- (4) 販売対象者 下関市民及び市内への通勤・通学者
- (5) 販 売 価 格 1 セット(商品券 12 枚 12,000 円分)を 1 万円で販売。
〈1 セット(12 枚)の内訳〉
10 枚は取扱加盟店全店で利用可能な共通券
2 枚は中小規模店(店舗面積 1,000 m²以下)専用券

3. 取扱加盟店

- (1) 取扱加盟店 下関市内の事業所

但し、次の①～④に該当する事業者を除いたもの

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122 号)第 2 条に規定する営業を行なっている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- ③ 『7. 商品券の利用対象とならないもの』に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

- (2) 加盟登録料 20,000 円

但し、下関商工会議所・下関市商工会の会員は無料とする。加盟登録申込み時までに会員の申込み手続き [\[会員入会はこちらへ\]](#) をした場合も加盟登録料を無料とする。(下関商工会議所の年会費：個人事業主 8,000 円より、法人・団体 14,000 円より、下関市商工会の年会費：12,000 円)。なお、小規模店(売場面積 50 m²未満)については、非会員であっても加盟料を免除する。

- (3) 加盟登録方法 「取扱加盟店登録申込書・同意書」を下関商工会議所に提出

※資格審査後に結果を通知

※本社が下関市外にある事業者においては、下関市内の支店(店舗)ごとに登録申込みが必要

- (4) 換金手数料(取扱店負担金) 無料

但し、事前に換金する金融機関の届出をするとともに、山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫のいずれかに口座が必要。

(5)有効期限 平成27年7月20日(月)～平成27年12月31日(木)

- (6)その他
- ・取扱加盟店にはステッカー、ポスターを配布
 - ・払い戻し(返品・返金)には応じない。
 - ・つり銭には応じない。

4. 換金方法

- (1)商品券換金 下関市内にある山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫の本支店・出張所
山口銀行は毎月3日、13日、23日(土曜日、日曜日、祝日の場合は前営業日)。西京銀行、西中国信用金庫では毎営業日に換金。なお入金是指定口座へ翌営業日までに入金。
※商品券の裏面に事業所名を記入する。

注) 商品券の裏面に取扱加盟店以外の店舗名が記載されている場合は換金できません。

5. 販売形式

- (1)販売上限 1人10セット
商品券は1,000円券12枚を1セットとし、1万円で販売
- (2)予約販売 商品券18億円のうち約17億円分について予約販売を行う。予約方法は、インターネット、または応募ハガキにより申し込みの予約を受け付ける。(応募多数の場合は、コンピュータによる自動抽選を行い、当選通知兼商品券引き換えハガキを送付する。)
※応募ハガキは、下関商工会議所、下関市商工会、山口銀行、西中国信用金庫、下関市役所各支所に設置。
※商品券の受渡しは7月初旬より市内の山口銀行、西中国信用金庫の本支店で開始。
- (3)直接販売 7月中旬頃、約1億円分の商品券と予約販売時に引き換えがされなかった残りの商品券を会場です。
※先着順に商品券を販売することとし、事前の予約申し込みは不要。

6. 期間(募集・換金)

- (1)取扱店募集 平成27年5月7日(木)～5月22日(金)
- (2)商品券換金 平成27年7月21日(火)～平成28年1月29日(金)
<但し、山口銀行は1月23日まで>とし、期限後は換金することが出来ない。

7. 商品券の利用対象とならないもの

本商品券は以下のものに利用できない。

- (1)他の商品券、金券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙など換金できるもの。

- (2) 法律等で商品券での購入ができないもの（例：たばこ）。
- (3) その他各取扱加盟店において商品券の利用対象外としている商品、また、商品券の利用を制限している商品。

8. 禁止行為

次に掲げるような不適切な行為を行ったと本所が認定した場合には、取扱加盟店登録を解除するとともに、既に交付済みの金銭がある場合は、賠償を伴う返金請求等の求めに応じること。

- (1) 商品券及び関係書類を、偽造、模造及び加工すること。
- (2) 事業決済資金(買掛金、未払金等)としての流用や出資。
- (3) 商品券を購入した者が自社商品の購買に商品券を活用すること。
- (4) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為。
- (5) 商品券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いること。

No _____

平成 27 年 月 日

下関商工会議所 行
(FAX 222-4094)

事業所名

代表者名

⑩

平成 27 年度
「下関市プレミアム付商品券」取扱加盟店登録申込書・同意書

下関商工会議所が発行する「下関市プレミアム付商品券」取扱店の登録について、商品券発行事業の趣旨に賛同して取扱事業所として申し込みます。

ふりがな			
チラシ掲載用 事業所名(屋号)			
事業所住所	(〒 -) 下関市		
電話番号		FAX 番号	
事業内容(業種等)			売場面積 m ²
※商品券利用を制限する商品やサービスがあれば記載下さい。			
商品券換金金融機関 (下関市内店舗)			
金融機関名	銀行 信用金庫		支店 支所 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	
1. 換金額は、指定の口座に入金されることを同意します。 2. 商品券の使用期間は、商品券に記載の期間とし、以後は使用不能で無効となることを同意します。 3. 換金期限は、平成 28 年 1 月 29 日(金)までとし、以後は商品券の換金は不能で無効となることを同意します。 4. その他『平成 27 年度「下関市プレミアム付商品券」取扱加盟店要領』を遵守します。			

会 議 所 記 入 欄		
会員 No	会費入金確認	備考